

川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務
プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「令和3年度川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を特定する手続きを定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務
- (2) 業務内容 別紙「令和3年度川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務仕様書」及び「令和4年度川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務仕様書（案）」（以下「仕様書等」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。
- (3) 委託期間 契約締結日（交付決定通知受領後）～令和4年1月14日（金）
- (4) 委託料上限額 令和3年度 4,543,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) その他 契約は年度ごとに行うものとし、本プロポーザルを経て令和3年度の契約の相手方となったとしても、令和4年度の契約の相手方であることを確約するものではない。

3 公募

- (1) 開始日 令和3年9月30日（木）
- (2) 周知方法 公告及び本町のホームページへの掲載による。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本町の令和3年度競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 過去に本案件と同様又は同程度と認められる国又は地方自治体発注の業務実績があること。
- (3) 本事業に係る業務を十分に履行できるものであること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11の規定により、一般（指名）競争入札の参加を制限されていないこと。

- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (7) 公告又は指名から契約までの期間において、本町又は山形県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条及び川西町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 7 号）第 2 条第 3 号の規定に該当しないこと。

5 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）
- ② 参加者概要表（様式第 2 号）
- ③ 履行実績書（様式第 3 号）
 - ・ 過去（平成 28 年度以降）に受注した同種業務についての実績をもれなく記載すること。
- ④ 企画提案書提出書（様式第 4 号）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
 - ・ 仕様書等の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案をするとともに業務の実施手順及び実施体制、業務スケジュールを記載すること。
 - ・ 用紙は A 4 とし、頁数は表紙・目次を含めて 20 ページ以内とすること。なお A 3 折込を入れる場合は、2 頁扱いとする。
 - ・ 企画書の提出は 1 社 1 案とする。
- ⑥ 業務担当者一覧表（様式第 5 号）
 - ・ 管理技術者等の業務実績等をもれなく記載すること。
- ⑦ 令和 3 年度及び令和 4 年度の見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出期限

参加申請書類 令和 3 年 10 月 15 日（金）午後 5 時必着

- ・ プロポーザル参加申請書（様式第 1 号）
- ・ 参加者概要表（様式第 2 号）

- ・ 履行実績書（様式第3号）
- 企画提案書類 令和3年10月21日（木）午後5時必着
- ・ 企画提案書提出書（様式第4号）
 - ・ 企画提案書（任意様式）
 - ・ 業務担当者一覧表（様式第5号）
 - ・ 令和3年度及び令和4年度の見積書及び見積内訳書（任意様式）
- (3) 提出方法
持参又は郵送による。
- ① 郵送の場合は、配達証明書付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までに担当課に提出すること。
- (4) 提出部数
正本1部、副本8部（副本については複写可とする。）
- (5) 提出先
「12 担当及び問い合わせ先」に記載のとおり。

6 質問の受付及び回答

本事業に関し、疑義等がある場合には以下の手順により質問を受け付ける。特に質問がない場合には連絡は不要とする。

- (1) 提出書類
質問票（様式第6号）を使用した文書によるものとする。
- (2) 提出方法
電子メールで担当まで送付すること。
電子メールの件名は「川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務に関する質問」とし、電話により受信確認を行うこと。
- (3) 受付期限
令和3年10月7日（木）午後5時まで（必着）
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、令和3年10月12日（火）までに、本町ホームページ上で公表する。なお、質問を行った事業者名は公開しないものとする。

7 契約候補者の選定方法

「川西町再生可能エネルギー導入目標策定事業支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、当該プロポーザルによる審査

を行い、参加申請書類を提出した者（以下「参加者」という。）の中から契約候補者を選定する。

企画提案書の提出を受けた後にプレゼンテーション審査を行い、評価が最も優れている参加者を第1優先契約候補者、2番目に優れている参加者を第2優先契約候補者として選定する。

なお、審査結果については、本町ホームページにおいて公表することとし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

8 プレゼンテーション及び審査の実施

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに参加者によるプレゼンテーションを実施し、委員会において契約候補者を選定する。なお、参加者が5者以上の場合には、委員会の事務局において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を4者程度に絞り込む。

書類審査の有無については、令和3年10月22日（金）午後3時までに電子メールで通知する。また、書類審査を実施した場合は、その結果を令和3年10月25日（月）午後3時までに電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーション内容

企画提案書をもとに、口頭説明を20分以内とし、その後、質疑応答の時間を10分程度設ける。

(3) プレゼンテーション及び委員会実施日

令和3年10月28日（木）

(4) プレゼンテーションの際の注意事項

① プレゼンテーションの実施時間及び会議等の詳細は、書類審査を実施しない場合は令和3年10月22日（金）午後3時までに、書類審査を実施する場合は令和3年10月25日（月）午後3時までに電子メールで通知する。

なお、プレゼンテーションの順番は、原則としてプロポーザル参加申請書の受付順とする。

② プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本町で準備するが、パソコン等は参加者において準備するものとする。

③ プレゼンテーションの準備は開始時間までに行う事とし、開始時間が過ぎた場合は所要時間に含める。

④ 提出した企画提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは失格とする。

⑤ 指定した時間に遅れる場合は失格とする。

ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

- ⑥ プレゼンテーションは、Web形式での実施も可とする。Web形式での実施を希望する場合は、令和3年10月26日（火）午後5時までに「12 担当及び問い合わせ先」に連絡するものとする。

(5) 審査結果

審査結果については、後日速やかに参加者全員に対し、自己の結果のみ書面にて通知する。

9 評価項目

評価項目及び評価内容は次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
業務遂行能力	同種業務の実績	20
	管理技術者の業務遂行能力	
	担当技術者の業務遂行能力及び人員配置	
	組織のマネジメントシステム等の認証取得状況	
企画提案	本業務の目的及び趣旨の理解度	75
	基礎情報の収集及び現状分析	
	地域の状況及び課題の把握	
	温室効果ガス排出量の将来推計	
	将来ビジョン・脱炭素シナリオの検討	
	再生可能エネルギー導入目標の検討	
	必要施策の検討及び重要な施策に関する構想の策定	
	その他追加提案（特筆事項）	
業務スケジュール		
見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性	5
	合計	100

10 契約の締結

審査結果に基づき選定した第1優先契約候補者と協議、調整を行った上で、契約を締結する。

なお、第1優先契約候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、第2優先契約候補者と協議、調整を行った上で、契約を締結するものとする。

また、参加者が1者の場合にあっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その参加者を契約候補者として選定し、契約を締結するものとする。

11 実施スケジュール

項目	期日
公募開始	令和3年 9月 30日 (木)
本業務に関する質問の受付期限	令和3年 10月 7日 (木) 午後5時
本業務に関する質問の回答期限	令和3年 10月 12日 (火)
参加申請書類の提出期限	令和3年 10月 15日 (金) 午後5時
企画提案書類の提出期限	令和3年 10月 21日 (木) 午後5時
(書類審査結果通知)	令和3年 10月 25日 (月) 午後3時
プレゼンテーション審査・審査委員会	令和3年 10月 28日 (木)
審査結果通知 (予定)	令和3年 10月 29日 (金)
契約締結 (予定)	令和3年 11月 1日 (月)

12 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費は、参加者の負担とする。また提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (3) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 本業務により得られた成果物及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本町に帰属するものとする。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) 参加者は、この実施要領に同意したものとみなす。

13 担当及び問い合わせ先

山形県川西町 政策推進課 政策推進グループ

住所：〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1

電話：0238-42-6604 F A X：0238-42-2110

電子メールアドレス：seisakusuish@town.kawanishi.yamagata.jp